

石川県地域防災計画（津波災害対策編）

第 2 章 津 波 災 害 予 防 計 画

節	細 節	担 当 機 関	ページ
【津波災害予防計画の体系】			23
【津波災害に強い県民の育成】			23
第1節 防災知識の普及	1 基本方針	危機管理監室、教育委員会、市町、防災関係機関	24
	2 津波ハザードマップの作成、周知		24
	3 職員に対する防災教育		24
	4 学校教育における防災教育		25
	5 住民に対する防災知識の普及		25
	6 防災相談及び意識調査		26
	7 災害教訓の伝承		26
第2節 県民及び事業所のとるべき措置	1 基本方針	危機管理監室、市町	27
	2 県民のとるべき措置		27
	3 事業所のとるべき措置		29
第3節 自主防災組織の育成	1 基本方針	危機管理監室、農林水産部、市町	30
	2 地域住民等の自主防災組織		30
	3 事業所の自衛消防隊等		31
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	1 基本方針	県民文化局、関係部局、市町、関係機関	32
	2 防災ボランティアの環境整備		32
	3 防災ボランティアの受入体制等		32
	4 防災ボランティアの育成		33
第5節 防災訓練の充実	1 基本方針	危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所	34
	2 防災訓練計画		34
【津波災害に備える強い組織体制づくり】			36
第6節 防災体制の整備	1 基本方針	全部局、市町、防災関係機関	37
	2 県の活動体制		37
	3 市町の活動体制		38
	4 防災関係機関の活動体制		39
第7節 通信及び放送施設災害予防	1 基本方針	危機管理監室、市町、防災関係機関、放送事業者	40
	2 通信用施設設備の整備		40
	3 石川県総合防災情報システム		41
	4 放送施設設備の整備		42
第8節 消防力の充実、強化	1 基本方針	危機管理監室、市町	43
	2 所要地域の警戒措置等		43
	3 消防力の強化		43
	4 消防機械器具の点検整備と出動計画等		44
	5 消防機関の警戒警備体制の確保		44
	6 火災発生防止の徹底		45
	7 救助・救急体制の整備		45
第9節 水害予防	1 基本方針	農林水産部、土木部、市町、国土交通省	46
	2 水防計画に基づく危険区域の監視		46
	3 水防資機材の点検配備		46
	4 水防作業人員の確保		46
	5 雨量及び水位情報の公表		46
	6 避難準備措置の確立		47
	7 地下空間の浸水対策		47
	8 水防施設等の安全対策		47
第10節 避難体制の整備	1 基本方針	危機管理監室、健康福祉部、土木部、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関	48
	2 避難場所、避難路の指定等		48
	3 津波避難ビルの指定等		49
	4 二次避難支援体制の整備		50
	5 交通規制		50
	6 避難誘導標識等の設置		50
	7 避難誘導體制		50
	8 避難所運営マニュアルの作成		51
第11節 災害時要援護者対策	1 基本方針	危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、警察本部、市町	52
	2 在宅の災害時要援護者への配慮		52
	3 社会福祉施設等の整備		53
	4 外国人等に対する防災対策		53

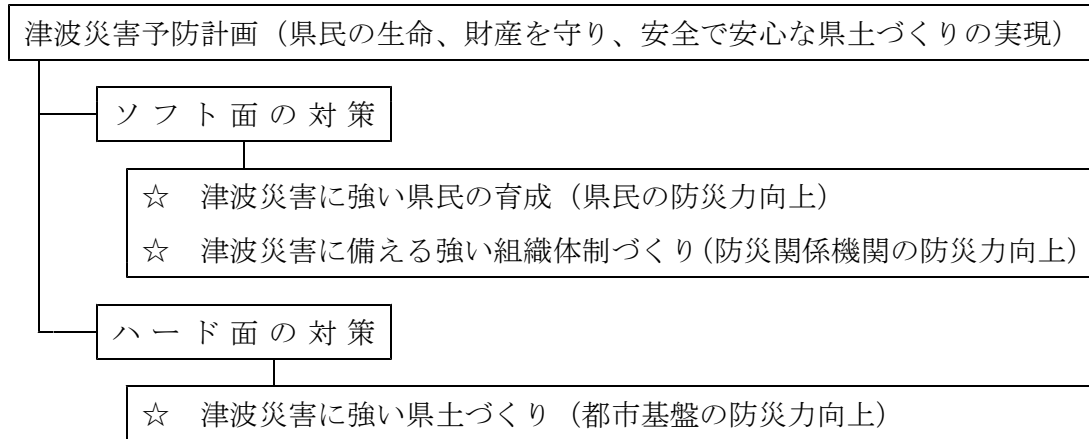
節	細 節	担 当 機 関	ページ
第12節 緊急輸送体制の整備	1 基本方針	危機管理監室、農林水産部、 土木部、警察本部、市町	55
	2 緊急輸送道路ネットワークの整備		55
	3 臨時離着陸場の整備		56
	4 港湾・漁港の整備		56
第13節 医療体制の整備	1 基本方針	健康福祉部、市町、 防災関係機関	59
	2 医療救護体制の整備		59
	3 情報連絡体制		61
	4 災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等		63
	5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制		63
第14節 健康管理活動体制の整備	1 基本方針	健康福祉部、市町	64
	2 平常時の健康管理対策		64
	3 災害時の健康管理体制の整備		64
	4 情報連絡体制の整備		64
第15節 こころのケア体制の整備	1 基本方針	健康福祉部、市町	65
	2 こころのケア実施体制の整備		65
	3 災害時精神科医療体制の整備		65
	4 情報連絡体制の整備		65
第16節 食料及び生活必需品等の確保	1 基本方針	危機管理監室、県民文化局、 農林水産部、市町	66
	2 県、市町、県民等の役割分担		66
	3 食料及び生活物資の確保		66
	4 物資の集積、配送地の整備		67
	5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成		67
第17節 積雪・寒冷対策	1 基本方針	土木部、市町、 防災関係機関	68
	2 積雪対策の推進		68
	3 交通の確保		68
	4 寒冷対策の推進		69
【津波災害に強い県土づくり】			70
第18節 建築物等災害予防	1 基本方針	危機管理監室、土木部、 教育委員会、市町	71
	2 防災上重要な公共建築物等の災害予防		71
	3 一般建築物の災害予防		71
	4 文化財災害予防		71
	5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策		72
	6 家具等転倒防止対策		72
第19節 公共施設災害予防	1 基本方針	環境部、農林水産部、 土木部、市町、 防災関係機関	73
	2 道路施設整備対策		73
	3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策		74
	4 公園、緑地等の整備対策		74
	5 上水道、下水道の整備対策		75
	6 電力施設の整備対策		76
	7 通信施設の整備対策		77
	8 鉄道の整備対策		79
	9 空港の整備対策		79
	10 農地、農業用施設整備対策		79
	11 一般廃棄物処理施設整備対策		79
第20節 危険物等災害予防	1 基本方針	健康福祉部、危機管理監室、 警察本部、市町、 防災関係機関	80
	2 火薬類の保安		80
	3 高圧ガスの保安		81
	4 都市ガスの保安		82
	5 毒物・劇物の保安		83
	6 石油類等の危険物の保安		83
	7 放射性物質の保安		83
	8 危険物積載船舶の保安		84

第2章 津波災害予防計画

【津波災害予防計画の体系】

津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を組み合わせた津波予防対策を、一丸となって講じるものとする。

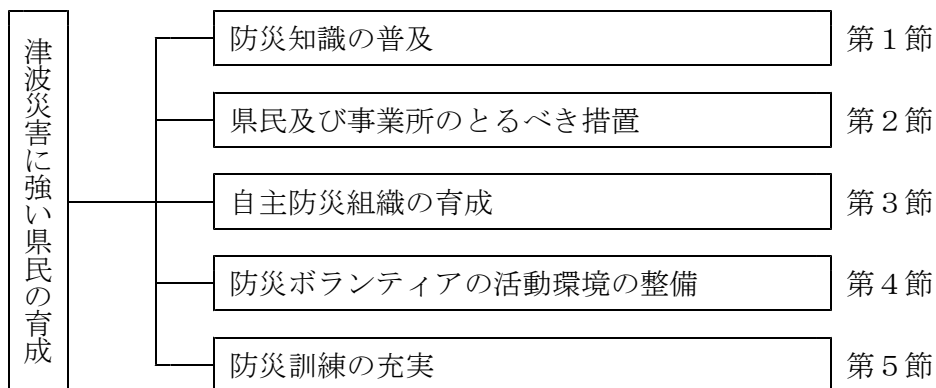
なお、津波の想定に関して、新しい知見が得られた場合には、必要な見直しを行うよう努めるものとする。



【津波災害に強い県民の育成】

県、市町及び防災関係機関等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や県民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

また、防災行動力を向上させ、県民一人ひとりが津波に対する心構えを持ち、津波発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。



第1節 防災知識の普及

危機管理監室、教育委員会、市町、
防災関係機関

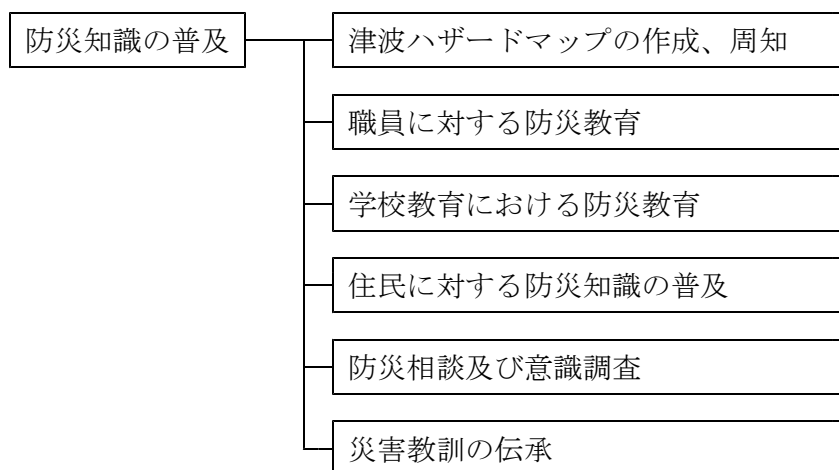
1 基本方針

津波災害対策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、県、市町及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った津波に強い県民の育成に努める。

なお、県及び市町は、住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

体系



2 津波ハザードマップの作成、周知

市町は、県の示す津波浸水想定区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。

3 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、津波発生時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

ア 講習会、研修会等の実施

イ 見学、現地調査等の実施

ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 地域の地震・津波災害等の危険度
- カ その他津波対策に必要な事項

4 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の津波災害に強い県民を育成する上で重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等についても、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模津波災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市町その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット、津波ハザードマップ等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、津波でんこ等、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に津波災害が発生した場合の避難の方法
- エ 具体的な危険個所
- オ 災害時要援護者に対する配慮
- カ 地域の地震・津波災害等の危険度
- キ その他津波対策に必要な事項

5 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対してわかりやすい防災情報の発信に努めるとともに、あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

(1) 普及の方法

- ア 生涯学習教育を通じての普及
 - 教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、津波防災上必要な知識の普及に努める。
- イ 広報媒体等による普及
 - (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及
 - (イ) 新聞、雑誌による普及
 - (ウ) 印刷物による普及
 - (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及

- (オ) 広報車の巡回による普及
- (カ) 図画、作文等の募集による普及
- (キ) 講演会等の開催による普及
- (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及
- (ケ) 津波ハザードマップの活用による普及
- (コ) 自動車運転免許の取得時及び更新時の活用による普及
- (ク) 避難看板の設置による普及
- (シ) 各地域の標高や想定される津波高、津波到達予想時間の表示等による普及

(2) 普及の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 津波警報や避難指示等の意味と内容
- エ 県民及び事業所のとるべき措置
- オ 自主防災組織の活動
- カ 地域の地震・津波災害等の危険度
- キ その他津波対策に必要な事項

6 防災相談及び意識調査

県、市町及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の津波対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に津波対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

県は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 県民及び事業所のとるべき措置

危機管理監室、市町

1 基本方針

津波災害時における被害及び混乱を防止するため、県民及び事業所の果たす役割が極めて大きいことから、県民及び事業所は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

体系

県民及び事業所のとるべき措置

県民のとるべき措置

事業所のとるべき措置

2 県民のとるべき措置

平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平 常 時 の 心 得	○日頃から出火の防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強
	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置
	○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置
	○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の役割分担 ・避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法 ・「津波てんでんこ」の理解と確認
○防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。	

地震を感じたときや津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

	一 般 用
津波発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
	<p style="text-align: center;">船 舶 用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。 ○ 地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注1 港外：水深の深い、広い海域

3 事業所のとるべき措置

(1) 事業所等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づいて、次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。
--------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画等作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（津波ハザードマップに基づく浸水リスク、交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。 ○ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
---------------	--

(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。

津波発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々（以下「災害時要援護者」という。）の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。
----------	---

第3節 自主防災組織の育成

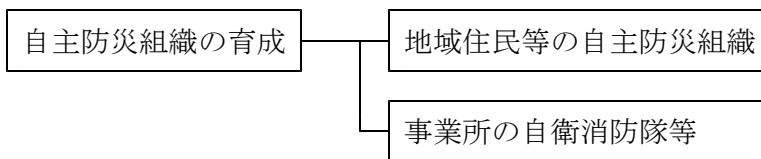
危機管理監室、農林水産部、市町

1 基本方針

津波の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。県及び市町等は、地域住民及び事業所等自らが避難行動、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等及び関係機関等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

体系



2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び津波発生時において効果的な防災活動を次により行う。なお、県及び市町は、津波災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平常時	○情報の収集伝達体制の確立 ○津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○火気使用設備器具等の点検 ○防災資機材の備蓄及び管理
時	○地域における災害時要援護者の把握 ○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立 ○避難路の危険個所のチェックを含めた維持管理

津 波 発 生 時	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○災害時要援護者の避難活動への支援
-----------------------	--

(3) 災害時要援護者に対する地域協力体制

災害時要援護者は、津波等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市町と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

(4) 漁業地域における関係機関等との連携

自主防災組織は、漁港・港湾管理者や漁業協同組合等と連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方などの地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取り組みを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具にしても、貯蔵又は取扱う危険物にしても質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する劇場、デパート等にあつては、津波発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、県、市町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

更に、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、津波被害の軽減、防止に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

県民文化局、関係部局、市町、
関係機関

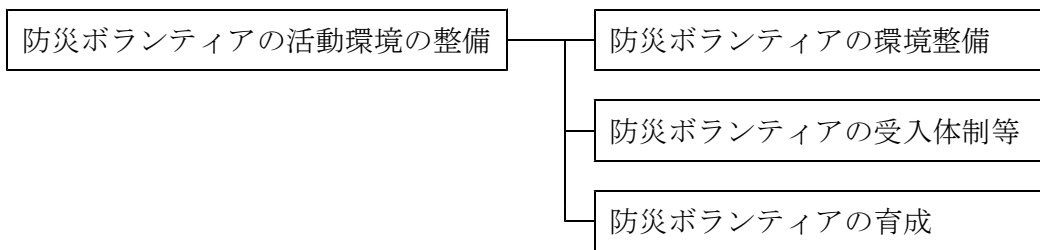
1 基本方針

津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。

体系



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- (1) アマチュア無線通信業務（危機管理部局）
- (2) 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局）
- (3) 被災宅地の危険度判定業務（土木部局）
- (4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）
- (5) 通訳業務（観光部局）
- (6) その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）
- (7) その他の業務（県民文化部局等）

3 防災ボランティアの受入体制等

- (1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

県、市町及び関係機関は、津波発生時において2の(1)から(7)までの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。

- (2) 防災ボランティアの活動拠点の確保

県及び市町は、必要に応じて、平時より防災ボランティアの活動拠点を提供する。

また、県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの公共施設の一部をボランティアの活動拠点として提供できるよう、これらの場所にボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材

を確保しておくとともに、迅速にボランティア受け入れ体制を構築できるよう、平常時より訓練を行う。

さらに、ボランティア拠点施設が被災した場合に備え、代替施設について事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受け入れるため、県及び市町は、被災地以外でのボランティア拠点施設の設置についても検討を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため、県及び市町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

4 防災ボランティアの育成

- (1) 防災ボランティアの派遣にあたっては、津波災害時に支援活動を行う上での知識や技術の習得が必要である。このため、県、市町及び関係機関は、防災ボランティアに対して、平時より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。
- (2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO等のボランティア団体に積極的に活動参加を呼びかける。
- (3) 県は、津波災害時にボランティア活動として、宅地の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士を養成するため、建築士等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。
- (4) 県は、被災者のニーズに応じた防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネーター技術の向上のための研修等を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。
- (5) 県及び市町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

第5節 防災訓練の充実

危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、津波発生時における避難、救助、通信等の効果的方策を検討し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、津波発生時の避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

体系

防災訓練の充実

防災訓練計画

2 防災訓練計画

県、市町及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、津波災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他津波災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

津波災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

ア 総合防災訓練

県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び住民その他関係団体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管

する業務に関して、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

- (ア) 災害情報等の通信訓練
- (イ) 災害応急対策従事者の動員訓練
- (ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 住民・自主防災組織の防災訓練

大津波発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、住民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に避難訓練、救出訓練、応急救護訓練等各種防災訓練を行い、また防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

県及び市町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

【津波災害に備える強い組織体制づくり】

大規模な津波災害に県、市町及び防災関係機関が、迅速、的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、津波発生時における通信や医療、緊急輸送、避難などの体制整備を行うとともに、津波発生時における拠点整備を行う。

津 波 災 害 に 備 え る 強 い 組 織 体 制 づ く り	防災体制の整備	第6節
	通信及び放送施設災害予防	第7節
	消防力の充実、強化	第8節
	水害予防	第9節
	避難体制の整備	第10節
	災害時要援護者対策	第11節
	緊急輸送体制の整備	第12節
	医療体制の整備	第13節
	健康管理活動体制の整備	第14節
	こころのケア体制の整備	第15節
	食料及び生活必需品等の確保	第16節
	積雪・寒冷対策	第17節

第6節 防災体制の整備

全部局、市町、防災関係機関

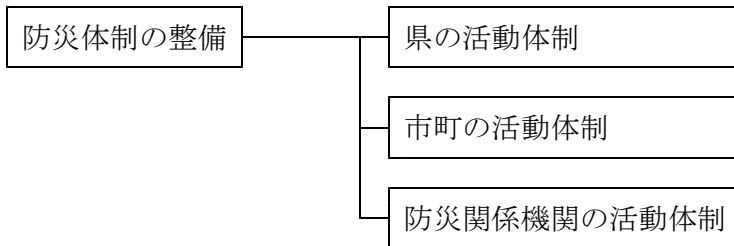
1 基本方針

津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

体系



2 県の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

県は、津波発生時の初動体制に万全を期し、特に災害対策本部要員等の確保に努める。

ア 即応体制の確立

県は、災害情報の収集伝達体制を確保するため、当直体制を実施する。

イ 災害対策本部要員等への連絡手段の確保

県の幹部職員等は、携帯電話を携行する。

(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備

県の各部署局長等は、地域防災計画の内容に基づき、津波発生時の応急対策活動を円滑に行えるよう、津波発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び登庁不能時の参集場所などを盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）等の整備を図る。

なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理監に報告する。

(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制の構築

県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努める。

(4) 災害対策本部室の整備

県庁舎の災害対策本部室については、必要な機能を備えた専用室とし、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。

(5) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進

県は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。

(6) 災害対応に従事する職員等用の物資の備蓄

大津波が発生した時には、災害対策本部職員等、災害対応に従事する職員等の食料、水及び毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策等の活動を維持するために県庁舎内に災害対応に従事する職員等用の物資を備蓄する。

(7) 広域防災拠点の指定と整備

県は、津波災害時において応急対策活動の拠点となる広域防災拠点を指定の上、整備する。広域防災拠点は、被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広域的な交通上の利便のよい所を指定する。指定に当たっては、石川県の地理的、社会的条件や津波浸水想定調査による想定津波の影響範囲を考慮し、次の3つの地区を基本とする。

能登地区：羽咋郡以北の地域

石川中央地区：かほく市、河北郡、金沢市、野々市市及び白山市の地域

南加賀地区：能美郡以南の地域

また、各拠点には、被災地外からの人員や物資を集積、配送するための広場や緊急情報の通信施設を整備し、想定避難者数を考慮した物資の集積面積の確保に努める。

(8) 業務継続計画の策定等

県は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の改訂などを行う。

(9) 応急危険度判定の有効期間の明確化

県は、国や関係機関の意見や協力を得て、応急危険度判定の有効期間の明確化等に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図る。

(11) 情報のバックアップ化

県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(12) 事業継続計画（BCP）の策定支援

県は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定を支援するため、情報提供等に努める。

3 市町の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市町は、大津波が発生した時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、市町は、応急対策活動の中核拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災

害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。なお、整備に当たっては、県の示す浸水想定区域図等における津波浸水リスクを考慮するものとし、加えて防災拠点機能の維持を図るため、事前に複数の拠点を整備しておくように努める。

(2) 災害情報の収集

市町は災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

(3) 情報発信

市町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努める。

(4) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進

市町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

(5) 業務継続計画の策定等

市町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

(6) り災証明交付体制の確立

市町は、速やかになり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

イ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

ウ 国、県等が実施するり災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

エ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

(7) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

(8) 災害廃棄物の仮置き場の確保

市町は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(9) 被災者生活再建支援制度等の周知

市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(10) 情報のバックアップ化

市町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

4 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、大津波が発生した時に応急対策活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

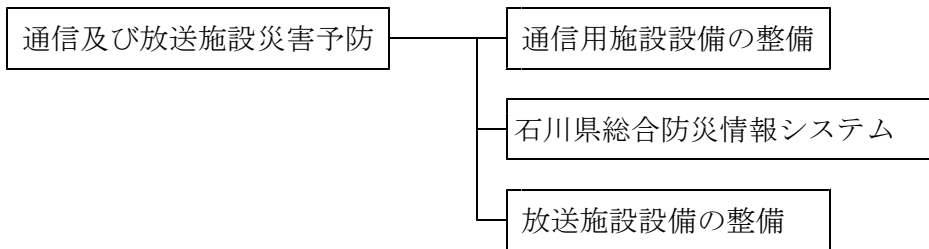
第7節 通信及び放送施設災害予防

危機管理監室、市町、防災関係機関
放送事業者

1 基本方針

津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性、耐浪性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

体系



2 通信用施設設備の整備

(1) 県の整備

県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。

また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図り、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。

(2) 市町の整備

ア 市町は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 市町等は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(3) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。

(4) 応急用資機材の整備

県、市町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時平素から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を

定期的に実施する。

(5) 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

県は、国、市町と連携協力しながら、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(6) 災害時優先電話の確保

県、市町及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

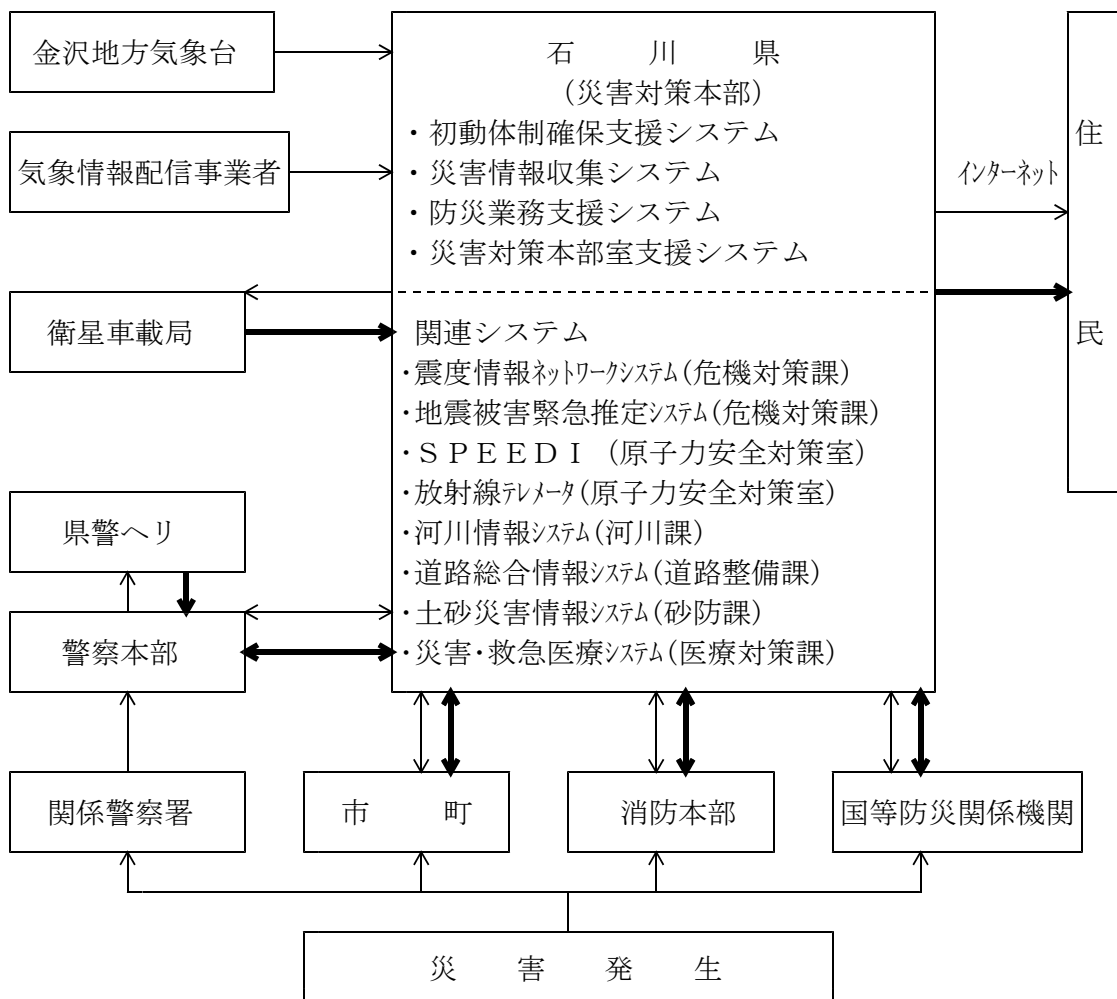
(7) 緊急地震速報の通信施設の整備等

県及び市町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるとともに、受信した緊急地震速報を市町防災行政無線等により住民等へ伝達するよう努める。

3 石川県総合防災情報システム

県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。

石川県総合防災情報システム



→ : 専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等(・指示等)
→ : 映像情報

4 放送施設設備の整備

(1) 県は、有線通信施設設備、無線通信施設設備により通信ができないとき、又は著しく困難な場合において、放送事業者に対して放送要請を行うための協力体制の確保に努める。

放送事業者は、津波発生時においても放送施設設備が円滑に機能するよう努める。

(2) 放送事業者は、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合などに備えて、速やかに放送を再開するために、次の対策の推進に努める。

ア 演奏所が被災しても放送ができるよう可能な限り送信所内に最小限の演奏設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図るような措置を講ずる。

第8節 消防力の充実、強化

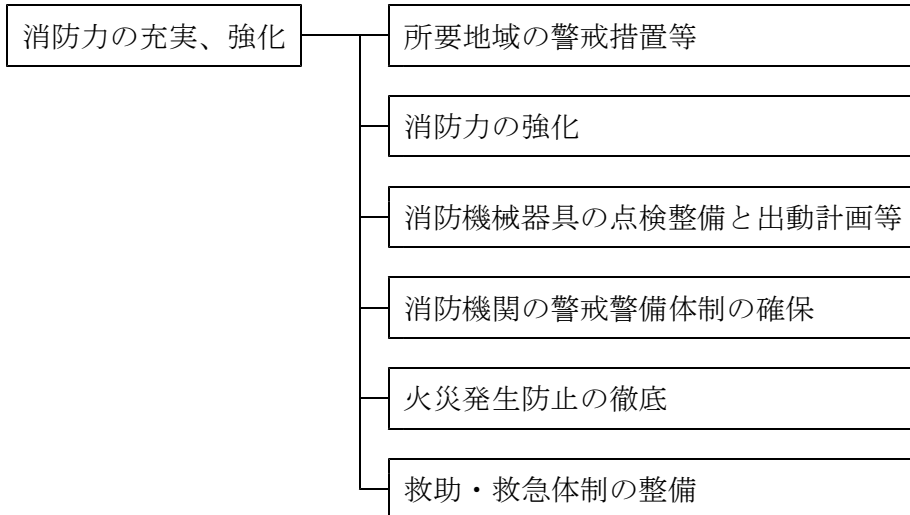
危機管理監室、市町

1 基本方針

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、地震や津波に伴う火災の被害が大規模、広域化し、津波からの避難に支障を来すことも予想される。

このため、県及び市町は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

体系



2 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火のための警戒

市町長は、台風の接近等による強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。また、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎよ線の設定等

市町長は、火災被害の想定をもとにし、破壊消防による防ぎよ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

3 消防力の強化

市町長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市町長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

市町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、

その適正配置を推進する。また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(3) 消防団の活性化

市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、知識・技能の向上を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 市町消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成20年3月28日策定）における広域化対象市町長は、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現を図る。

4 消防機械器具の点検整備と出動計画等

市町長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項について、あらかじめ計画を定めておく。

(1) 消防機械の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 要員招集計画

消防ポンプ自動車にあっては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。

なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても、計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう留意するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 飛火警戒のための出動、配置計画

(ウ) 応援部隊の誘導、配置計画

(エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

5 消防機関の警戒警備体制の確保

市町長は、津波発生時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。

この計画は、おおむね次の事項について策定する。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員召集又は伝達方法

- (4) 消防無線、有線放送等の通信の確保
- (5) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

6 火災発生防止の徹底

津波発生時においては、地域住民に火災発生防止の徹底を図るため、次の措置を講ずる。

(1) ラジオ、テレビ等による広報

県は、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、地域住民に火災発生防止の徹底を図る。

(2) 予防広報等

市町長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、有・無線放送施設を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について住民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

7 救助・救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 市町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

市町長は、津波発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、津波発生時に迅速に医療機関に搬送するため、県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。

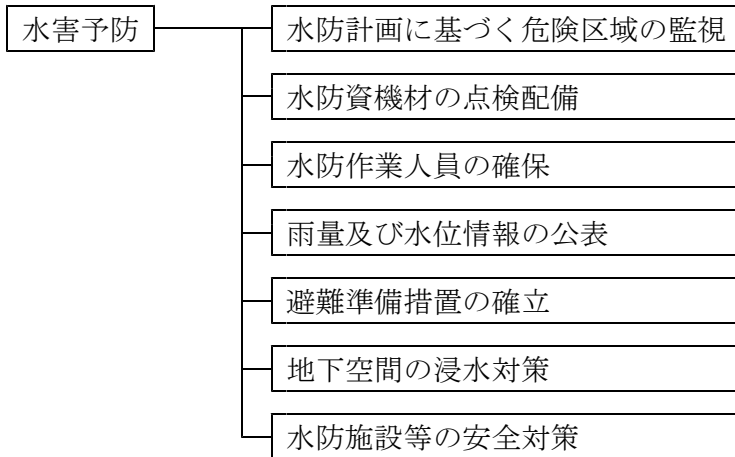
第9節 水害予防

農林水産部、土木部、市町、国土交通省

1 基本方針

津波発生時は人的被害防止を最優先とするため、水防活動に従事する者の安全確保を図ったうえで、津波発生後（津波警報解除）の豪雨又は高潮・高波による二次災害に対して、次の措置を講ずるほか、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

体系



2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、津波発生時の団員の安全確保に配慮し、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。

3 水防資機材の点検配備

(1) 県は、常時各土木事務所に保有する水防資機材を整備し、点検の上補充する。また、津波発生時に資機材が流出・損傷しない位置に資機材の配備を行う。

(2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、津波発生時に資機材が流出・損傷しない位置に資機材の配備を行い、使用後は直ちに不足分を補充する。

4 水防作業人員の確保

水防管理者は、津波発生に伴って石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。

なお、津波発生時は水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

5 雨量及び水位情報の公表

県は、雨量及び県の管理する河川における水位を、「石川県河川総合情報システム」により常時観測し、インターネット等で公表する。水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前であっても状況を勘案

して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

6 避難準備措置の確立

市町長は、津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波による二次災害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

7 地下空間の浸水対策

- (1) 県及び市町は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。
- (2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

8 水防施設等の安全対策

津波による水害対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講ずる。

また、県及び市町は、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、常時開放の必要がない水門、陸閘等については、できるだけ閉鎖するように努める。

第10節 避難体制の整備

危機管理監室、健康福祉部、土木部、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関

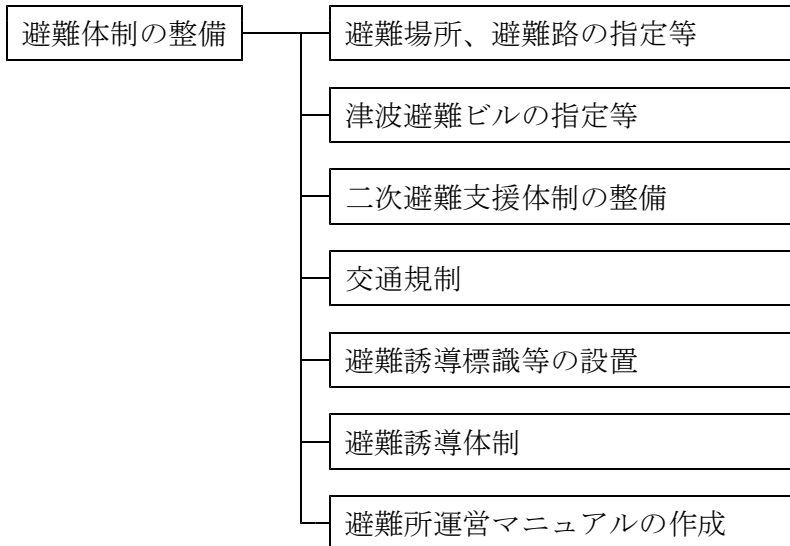
1 基本方針

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて避難場所や避難路等、必要な施設整備を行うとともに、必要に応じて十分な高さを有する津波避難ビルの指定を行う。

また、避難場所等については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか災害時要援護者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努めるとともに、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成しておくものとする。

体系



2 避難場所、避難路の指定等

(1) 避難場所

市町は、避難場所について、次の事項に留意し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

なお、避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

イ 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあっては、できるだけ津波による浸水の危険性が低い所で

あること。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

ウ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

エ 公共性

いつでも避難所として容易に活用でき、付近住民に認知されている施設であること。なお、緊急避難場所として、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所として整備を図る。

オ 生活必需品等の整備

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

(2) 避難路

市町は、次の事項に留意し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮の工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、地震に揺れによる段差の発生、低地や河川沿いでの液状化や噴砂、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

エ 津波や浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

カ 冬季の積雪時や夜間でも安全に通行できること。

3 津波避難ビルの指定等

市町は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。

その際、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

4 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、災害時要援護者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

5 交通規制

警察は、津波発生時の住民等の円滑な避難のため、避難場所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

6 避難誘導標識等の設置

市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町内会、自主防災組織等を通じて住民等にわかりやすく示すよう留意する。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。

7 避難誘導体制

(1) 市町等

ア 津波による危険が予想される市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

イ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県・市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、警察と十分調整を図る。

ウ 県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

また、高齢者や障害者などの災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情

報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

エ 県及び市町は、災害時要援護者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(3) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所、又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等を定期確認するとともに、津波避難計画等を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

8 避難所運営マニュアルの作成

市町は、避難所における円滑な救護活動や災害時要援護者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。

第11節 災害時要援護者対策

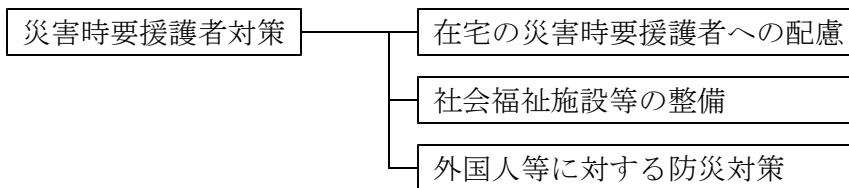
危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、警察本部、市町

1 基本方針

津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である災害時要援護者が被害を受ける可能性が高い。

このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

体系



2 在宅の災害時要援護者への配慮

(1) 災害時要援護者の日常的把握

市町は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害者等の災害時要援護者の所在等を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時において、迅速かつ一元的に避難誘導・安否確認等ができる体制を整備する。

(2) 災害時要援護者の避難支援計画の策定

市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。

特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、要援護者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。

(3) 緊急通報システム等の整備

市町は、在宅の災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(4) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

県及び市町は、災害時要援護者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(5) 防災マップの作成

市町は、災害時要援護者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

(6) 災害時要援護者避難支援マップの作成

市町等は、災害時要援護者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(7) 福祉避難所の指定

市町は、高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

(8) 二次避難支援体制の整備

県は、市町の二次避難支援（災害時要援護者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、災害時要援護者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。

市町は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要援護者の受入体制の確保に努める。

(9) 避難後の支援対策

県及び市町は、災害時要援護者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の指示に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に施設を立地するよう努めるものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、耐浪化、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、非常用電源を備える施設については、その設置場所を工夫するものとする。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や津波発生時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、津波発生時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

(1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするるとともに、多言語

化を推進する。

- (2) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (3) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (4) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

第12節 緊急輸送体制の整備

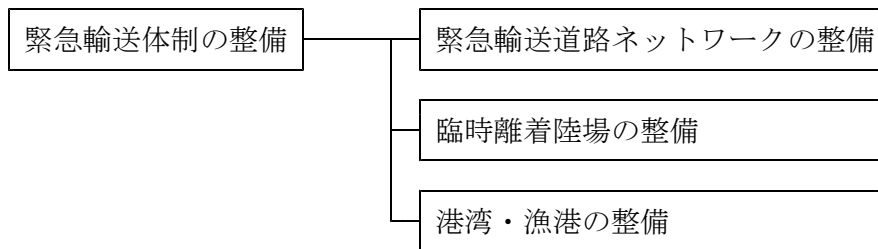
危機管理監室、農林水産部、土木部、警察本部、市町

1 基本方針

道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。

また、県及び市町は、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。

体系



2 緊急輸送道路ネットワークの整備

県は、設定基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークを、次の3つに区分し整備する。

区 分	設 定 基 準	接 続 さ れ る 防 災 拠 点
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線	県庁、土木総合事務所、地方生活中心都市の役場、国土交通省・公団等出先機関、空港、重要港湾
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	地方港湾、中心都市駅、広域物流拠点、漁港、臨時離着陸場適地、市村役場、自衛隊基地、現地医療班派遣病院、消防署・消防本部、警察署、テレビ・ラジオ放送局
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	火葬場、斎場

3 臨時離着陸場の整備

市町長等は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空気を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空気を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

4 港湾・漁港の整備

港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。

また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。

第13節 医療体制の整備

健康福祉部、市町、防災関係機関

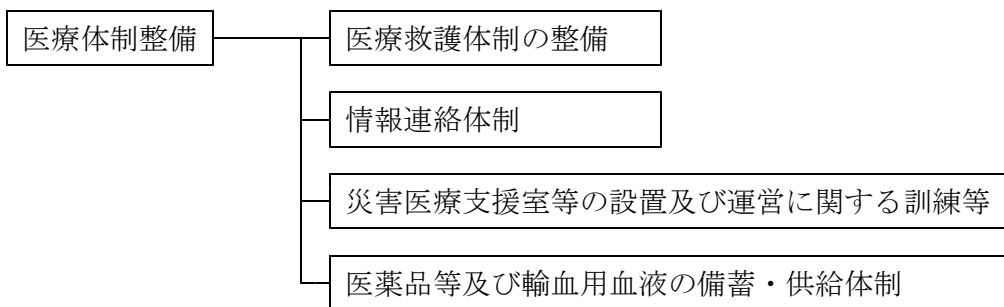
1 基本方針

地震・津波発生時には、家屋の浸水や火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から震災・津波の発生に備える。

体系



2 医療救護体制の整備

(1) 県

ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、震災・津波発生時における医療救護体制を確立しておく。

また、県は、これらの医療救護関係団体等と協議し、必要に応じて協定を締結しておく。

イ 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する意思を持ち、DMATの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川DMAT指定病院に指定しておく。

ウ 県は、震災・津波発生時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、大学病院及び県医師会等と協力体制を確立しておく。

エ 県は、次の機能を有する災害拠点病院を2次医療圏（南加賀地区・石川中央地区・能登中部地区・能登北部地区）ごとに整備、指定しておく。

(ア) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷、低体温症、肺炎等の震災・津波発生時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能

(イ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能

(ウ) 自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能

(エ) 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入機能

(オ) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

オ 県は、震災・津波が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。

カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。

名 称	目 的	備 考
災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等	
DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置
地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置
DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置
医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置

キ 県は、関係機関と連携のうえ、ヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合における広域医療搬送拠点（SCU）の設置、協力を行う医療機関をあらかじめ定めておく。

ク 県は、大規模な震災・津波により、県内の複数市町又は本県を含めた複数の県が同時に被災した場合に備え、隣接県をはじめ、中部ブロック各県、全国の都道府県との医療支援協力体制を確立しておく。

ケ 県は、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の災害時における連携を図るため、定期的にネットワーク会議を開催する。

コ 県は、日頃から各種地元関係機関との連携体制を整備しておく。

サ 県は、医療ボランティアの受付窓口の設置について、あらかじめ定めておく。

(2) 市 町

ア 市町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。

また、連絡体制についても定めておく。

なお、市町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ 市町は、震災・津波発生時に重傷患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ 市町は、震災・津波が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ 市町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク 市町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

(3) 医療関係団体

県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(4) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、震災・津波の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

(5) 救急告示病院

ア 救急告示病院は、震災・津波の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成及び派遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れ（公立病院等※）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

（※公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤十字病院、済生会金沢病院、金沢社会保険病院）

イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努める。

(6) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

ア 県は、災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMAT活動拠点連絡会、医療救護班等連絡会相互の情報連絡体制を整備しておく。

イ 県は、医療救護班間の情報共有ルールを整備しておく。

ウ 市町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

エ 県は、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制を整備しておく。

(2) 石川県災害・救急医療情報システム（注1）による連絡体制

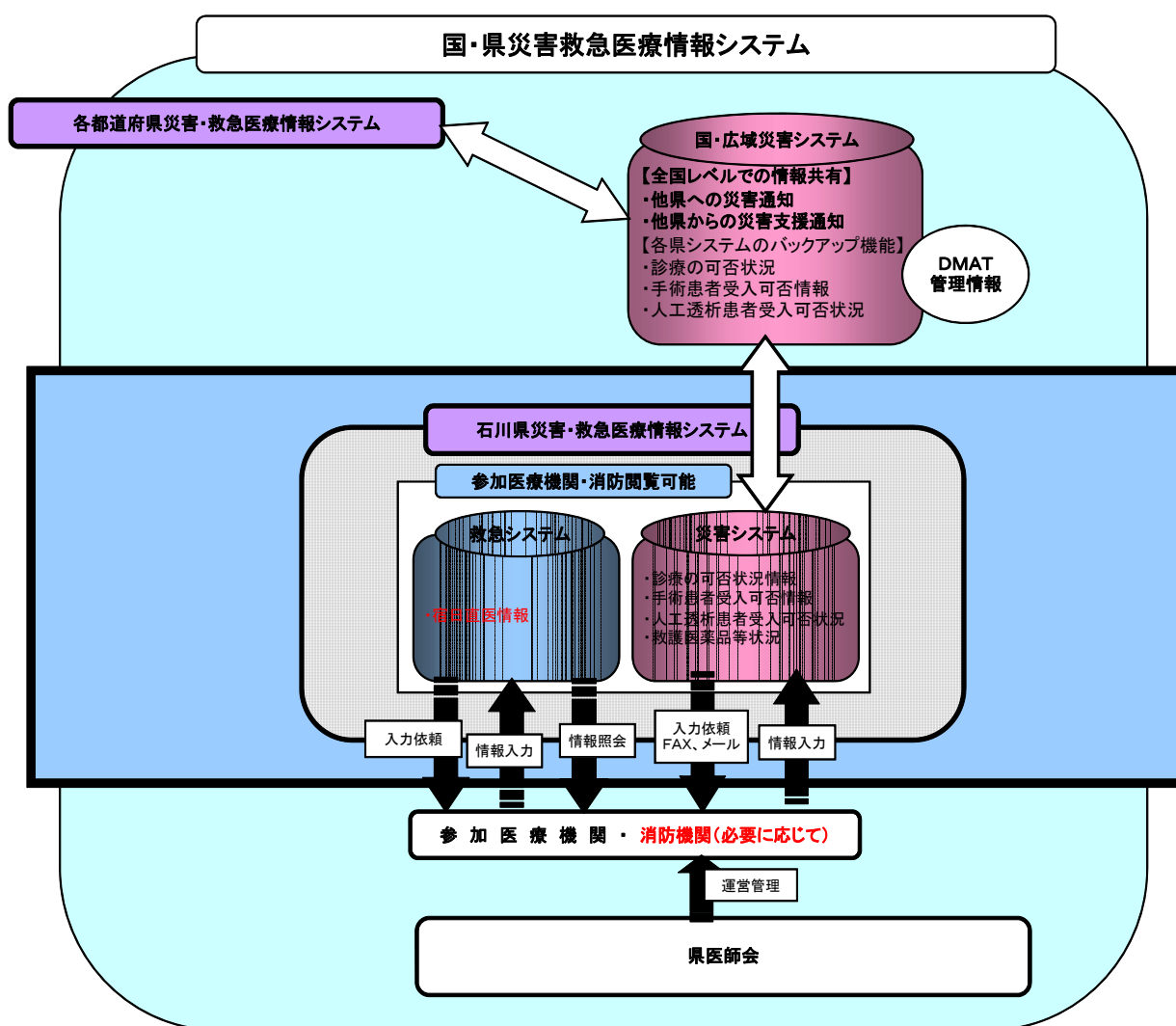
ア 県は、震災・津波発生時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う石川県災害・救急医療情報システムが有効に機能するよう体制を整備しておく。

イ 石川県災害・救急医療情報システムに参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。

(注1) 石川県災害・救急医療情報システム

- 平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に平成9年1月から運用開始。
- システム参加機関
医療機関 61、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13
- 災害時情報
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

災害・救急医療情報システム概念図



(3) 災害時通信手段の確保

ア 災害拠点病院は、石川県災害・救急医療情報システムによる情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用

できる環境を整備しておく。

イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

ウ 県及び市町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

4 災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等

県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMAT活動拠点連絡会及び医療救護班等連絡会の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

(1) 医薬品等

県は、救急用の医薬品等の備蓄・供給体制を確立しておく。

(2) 輸血用血液

石川県赤十字血液センターは、県との連携を保ち、県内の主要医療機関等と協力し、輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。

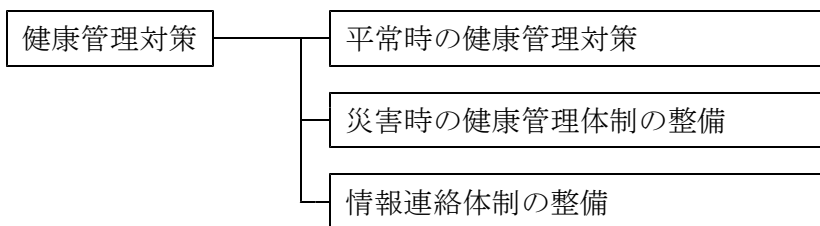
1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、県及び市町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から津波の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、県民自身の健康管理意識の向上に努める。

体系



2 平常時の健康管理対策

- (1) 県及び市町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 県民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

(1) 県

ア 県は、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。

イ 県は、津波が発生した場合に備え、県看護協会や県栄養士会等関係団体との連携体制、他都道府県への応援要請体制等を構築する。

(2) 市町

市町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

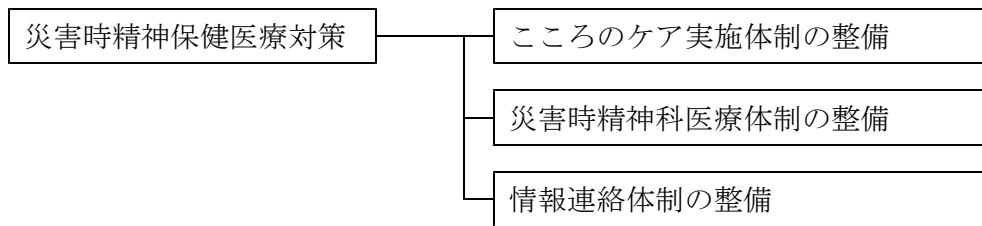
県及び市町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

1 基本方針

津波発生時には、家屋の浸水や道路の損壊等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、津波発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系



2 心のケア実施体制の整備

(1) 県

ア 県は、被災者への心のケア活動が円滑に実施できるよう、心のケア活動マニュアルを作成し、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。

イ 県は、県こころの健康センター、県立高松病院及び精神科医療機関等と連携、協力し、派遣・受入体制の確立に努める。

(2) 市町

ア 市町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。

イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、津波発生時には心のケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 災害時精神科医療体制の整備

津波により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、県は、精神科医療機関と協力し体制整備に努める。

4 情報連絡体制の整備

県及び市町、精神科医療機関は、平時から精神保健医療班（心のケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第16節 食料及び生活必需品等の確保

危機管理監室、県民文化局、
農林水産部、市町

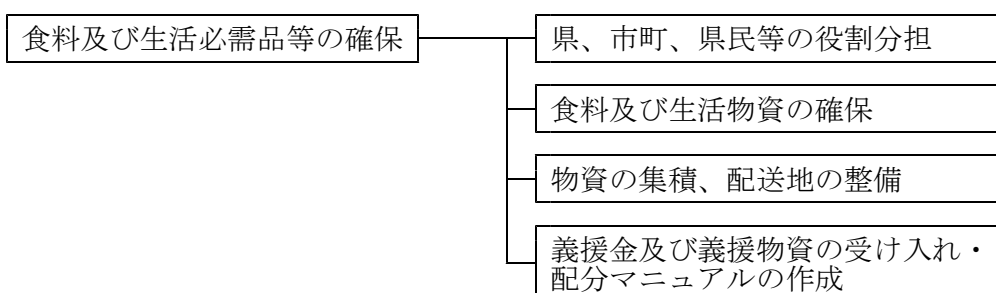
1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

体系



2 県、市町、県民等の役割分担

(1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制の整備を図る。

(2) 市町は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

(3) 県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

(4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民のことも考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。

3 食料及び生活物資の確保

県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。

(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。

なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要援護者に配慮したものとなるよう留意する。

また、地震被害想定などを参考として、栄養や食事形態など要援護者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。

そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図る。

(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要援護者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。

4 物資の集積、配送地の整備

県及び市町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 県は、災害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質や津波の浸水リスク等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（1次集積所）を定める。
- (2) 市町は、避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（2次集積所）を定める。
- (3) 県及び市町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間業者の活用を事前に検討しておく。

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

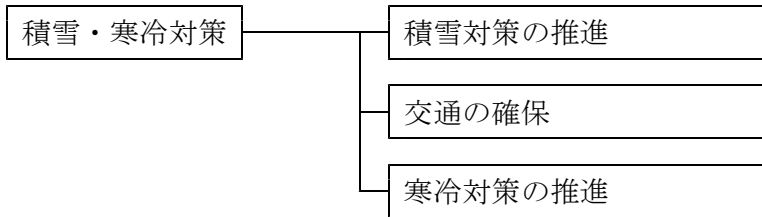
第17節 積雪・寒冷対策

土木部、市町、防災関係機関

1 基本方針

積雪・寒冷期において津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害に比べて、避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、県、市町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。

体系



2 積雪対策の推進

積雪期における津波対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、県、市町及び防災関係機関は、「石川県雪害対策実施要綱」に基づき、相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

津波発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、県道、市町道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の配備に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

地震・津波による道路交通の一時的な麻痺により、孤立する集落が発生することが予想される。県及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

ア 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

イ 臨時離着陸場の確保

市町は、孤立が予想される集落の臨時離着陸場の確保を促進するとともに、除雪体制の

強化を図る。

4 寒冷対策の推進

(1) 積雪期における避難場所、避難路の確保

県、市町及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難所、避難路の確保に努める。

(2) 避難所対策

市町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(3) 被災者及び避難者対策

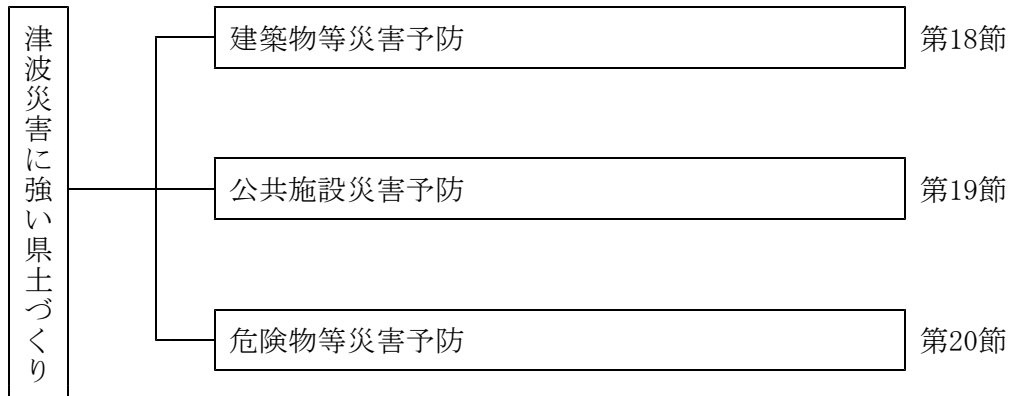
市町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

【津波災害に強い県土づくり】

「津波災害に強い県土づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の県土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。

また、県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。



第18節 建築物等災害予防

危機管理監室、土木部、教育委員会、市町

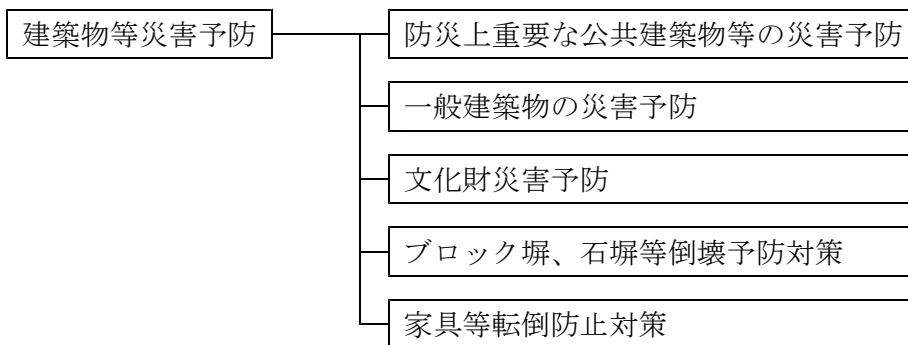
1 基本方針

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、津波は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、津波に強いまちづくりを行うに当たって、県及び市町等は、公共建築物、一般建築物の耐震性、耐浪性、不燃性の確保に努めることとし、関係団体の協力のもとに津波に対する安全性を一層高め、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

体系



2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

津波対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性、不燃性の確保を図る。さらに、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

また、(2)に掲げる建築物等については、災害時要援護者にも配慮した構造・設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の災害予防

県、市町及び施設管理者は、劇場、駅等不特定多数の者が使用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

4 文化財災害予防

- (1) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、浸水の危険性の低い場所に保管するよう工夫する。

(2) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 津波対策

県教育委員会及び市町教育委員会は、文化財の津波被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、津波対策の必要性を啓発する。

県教育委員会は、自らが管理する文化財の津波対策を実施するほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。

ウ 民間団体との連携

県教育委員会又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

県及び市町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。

6 家具等転倒防止対策

県及び市町は、津波からの迅速かつ確実な避難を図るためには、地震動による家具等の転倒被害を防止する必要があることから、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを住民に周知し、日頃から住民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

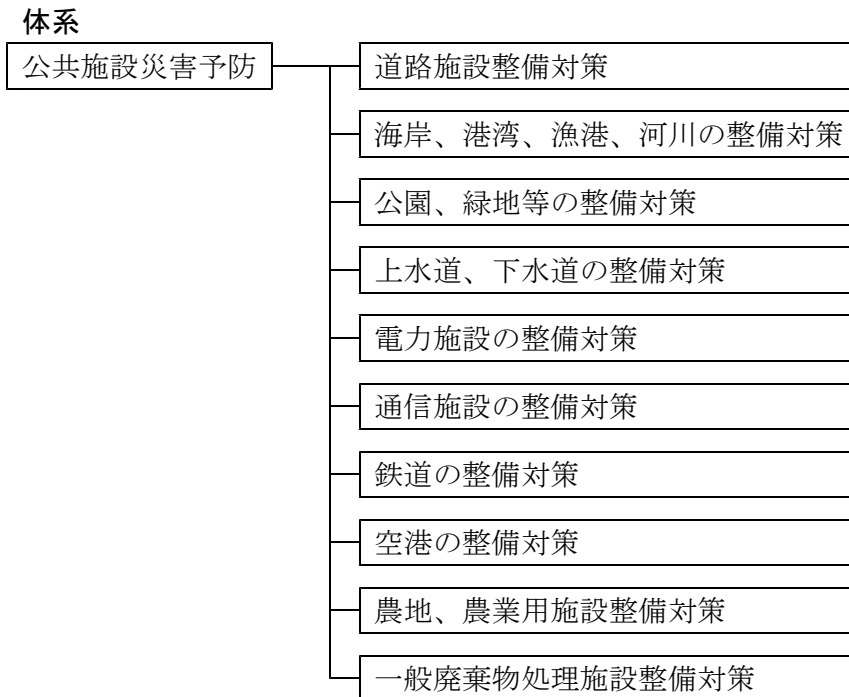
第19節 公共施設災害予防

環境部、農林水産部、土木部、
市町、防災関係機関

1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、道路、公園等は、緊急時における避難場所としての活用可能性も有している。

このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、交通施設間の連携強化を図るなど、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。



2 道路施設整備対策

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、津波災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、道路施設が津波災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、津波災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

さらに、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ相互に協力し、避難場所としての整備を図るものとする。

(1) 道路の整備

地震・津波への対応力の強い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

地震・津波により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施し、災害時に孤立化のおそれがある地区においては、避難や救援に必要な道路の整備等に努める。

また、津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用について考慮するものとする。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。

(3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策

津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(1) 海岸、港湾、漁港の整備

ア 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

なお、各施設については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改築等を図ることとする。

イ 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震強化岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備する。

(2) 河川の整備

津波発生時においては、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

震災時においては、公園、緑地及び緑道等の果たす役割は、津波により、建物の倒壊等が発生したときの火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、震災時における地域防災拠点施設の整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。なお、避難場所となる公園、緑地については、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

(2) 耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。

(3) 地域防災拠点施設の整備

津波発生時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

地震や津波等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、県及び市町（水道事業者）は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

県及び市町（水道事業者）は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるようにあらかじめ組織や役割等を定めておく。

なお、県における給水対策は、（社）日本水道協会石川県支部と連携した体制とする。

(イ) 市町（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 県及び市町（水道事業者）は、情報連絡の手段として、事前に水道業務用無線又は防災行政無線を使用できるように体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めるほか、地震や津波の発生を想定して、複数の連絡手段を定める。

ウ 飲料水の確保

県及び市町（水道事業者）は、震災時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 県

市町（水道事業者）に対して、次による整備を指導する。

- a 水道施設の耐震化
- b 緊急時給水拠点の確保
- c 近隣の水道事業者間での相互融通施設又は緊急用水源の確保

d 応急給水及び応急復旧用資機材の確保

(イ) 市町（水道事業者）

a 水道施設の耐震化に努める。

b 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

d 応急給水、応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を整備するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備に努める。

また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

e 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

f 自主防災組織及び住民に対して、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の津波災害時における防災性の強化に努めるとともに、津波災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の確保に努める。

下水処理場は海岸近くに位置する場合が多いため、耐津波性能の確保に努める。

ア 安全の確保

(ア) 体制面の強化

a 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

b 日頃から津波災害に備えて、応急復旧用資機材の備蓄に努める。

(イ) 要員の確保

津波災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

a 初動時の要員の確保

b 非常招集方法

c 応援要請方法

d 広報体制等

イ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

各設備については、適切な耐震性を有するよう所要の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震に伴い地盤の不等沈下、地すべり等の発生するおそれがある軟弱地盤等にある設備、及び津波により浸水する危険のある地域については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への新たな設備の設置については極力避ける。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から震災に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から震災に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

震災時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

(ア) 初動時の要員の確保

(イ) 非常招集方法

(ウ) 応援要請方法

(エ) 広報体制等

7 通信施設の整備対策

津波災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。

(1) 電信電話

電話通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の動員体制

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

(ア) 初動時駆け付け要員の確保

(イ) 社員の非常招集方法

(ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ 災害対策機器の配備

(ア) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への非常用衛星通信装置（KU-1CH）の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置（TZ-403）、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置の出動ができる体制を確立しておく。

(イ) 移動電源車

震災時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車の出動ができる体制を確立しておく。

(ウ) 応急復旧ケーブル

震災により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。

ウ 電気通信設備の点検

震災等に備えて次の設備、資機材の点検を行う。

(ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護

- (イ) 災害対策機器及び車両の点検、整備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配
- (エ) 震災時措置計画及び施設記録等の点検確認

エ システムとしての信頼性向上

- (ア) 通信設備の耐震、耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。
- (イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成に努める。

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。

特に、震災時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

ア 耐震性、耐浪性の強化

局舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(3) 非常通信

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、次の措置を講ずる。

ア 非常通信協議会の拡充強化

イ 非常通信訓練の実施

- (ア) 全国非常通信訓練
- (イ) 全国感度交換訓練
- (ウ) 北陸地方非常通信訓練
- (エ) 石川地区非常通信訓練

(4) 防災相互通信用無線局

県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア 防災相互通信用無線局の整備の促進を図る。

イ 防災相互通信用無線局の訓練を実施する。

(5) 放送

放送は、非常災害時における住民への情報伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

- ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震化、耐浪化を図る。
- イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を講ずる。
- ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備を推進する。
- エ 二次災害防止のための防火設備の整備を推進する。
- オ 建物、構造物、放送設備等の耐震性等についての定期点検を実施する。

8 鉄道の整備対策

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）金沢支社、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」という。）金沢支店、のと鉄道株式会社及び北陸鉄道株式会社（以下「鉄道事業者」という。）は、津波による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 鉄道施設等の耐震性の向上

橋梁、土工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に補強対策を推進し、耐震性、耐浪性の向上を図る。

(2) 地震検知装置の整備

列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。

(3) 情報連絡設備の整備

各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信設備の整備拡充を図る。

(4) 鉄道施設等の点検巡回

列車運転の安全を確保するため、定期的に点検、巡回を行う。

(5) 救護、誘導訓練の実施

地震による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護、誘導ができるよう訓練教育を行う。

9 空港の整備対策

空港については、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び人員の輸送を図るため、管制塔及び航空保安施設の耐震性、耐浪性の向上に努める。

10 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。

11 一般廃棄物処理施設整備対策

市町等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

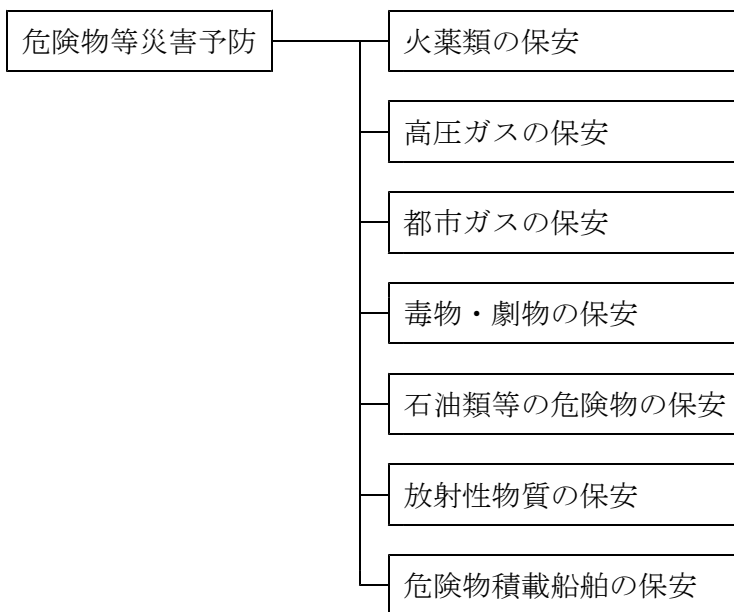
第20節 危険物等災害予防

健康福祉部、危機管理監室、警察本部、
市町、防災関係機関

1 基本方針

火薬類、高圧ガスその他の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、津波による流出等により災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、津波が発生するおそれがある場合、従業員が避難する際の緊急停止措置等の対応について予防規定等に明記するなど、緊急措置の徹底を図るとともに、これらの施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等を通して、津波に対する安全性を高め、災害の防止に万全を期する。

体系



2 火薬類の保安

(1) 立入検査及び保安指導の実施

県及び警察等の監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び火薬類の取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア 法令に定める技術基準を順守するよう指導又は措置命令を行う。

イ 施設設備の欠陥個所に対する是正と保安全管理及び運搬に関する措置を指導する。

ウ 事業者が危害予防規程、保安教育計画の整備を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

(2) 火薬庫の所有者等が行う危険時の応急措置

近隣の火災その他の事情により火薬庫が危険な状態となり、又は火薬類が何らかの理由により安定度に異常を呈したときは、直ちに次の措置を講ずる。

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合には、これに移し、かつ、見張人をつける。

イ 搬送が困難な場合は、火薬類を水中に沈めるなど安全な措置を講ずる。

ウ 以上の措置によらない場合は、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、一方で防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて付近民に避難するよう警告する。

- エ 吸湿、変質、不発、半爆等のために原性能若しくは原形を失った火薬類又は安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
- (3) 県及びその他機関の緊急措置
 - 災害発生の防止その他緊急の必要がある場合には、次の措置を行う。
 - ア 製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命ずる。
 - イ 製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限をする。
 - ウ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
 - エ 廃棄した火薬類の収去を命ずる。
 - オ 自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対して運搬証明書の提示、及び運搬上の適否の検査を行う。
 - カ その他災害防止のための必要な応急措置命令を発する。
- (4) 自主保安体制の確立
 - ア 県は、石川県火薬類保安協会の活動を支援し、自主保安活動の推進を通じて災害の防止を図る。
 - イ 消防本部・署は、防火指導に当たるとともに、防火管理者による防火設備の保安管理等の徹底を図る。
 - ウ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。
- (5) 関係機関の連携
 - 関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期す。

3 高圧ガスの保安

- (1) 立入検査及び保安指導の実施
 - 監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び高圧ガスの取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。
 - ア 県は、法令に定める基準維持又はその後の状況変化に対応する基準に適合するよう指導又は措置命令を行う。
 - イ 県は、対象事業所が施設の耐震性の向上や地震対策マニュアルの整備等を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。
 - ウ 消防本部・署は、防火上の必要に応じて、立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導する。
 - エ 警察は、防災上特に必要と認められる施設に対しては、係員を派遣して防災施設対策等の調査を実施し、必要事項について指導する。
- (2) 製造所等が行う危険時の応急措置
 - ア 製造施設又は消費施設が危険な状態となったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内の高圧ガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。
 - イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
 - ウ 前記の措置を講ずることができない場合には、従業員又は必要に応じて付近の住民に対して退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのないよう措置する。
- (3) 県及びその他機関の緊急措置

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために緊急の必要があると認めるときは、次の措置命令を発する。

- ア 施設の全部又は一部の使用の停止
- イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
- ウ 容器の廃棄又は所在場所の変更

(4) 自主保安体制の確立

- ア 県は、高圧ガス保安団体の活動を支援し、自主保安活動の推進を通じて災害の防止を図る。
- イ 防火管理者は、消防本部・署の指導に基づいて、防火設備の保安管理等の徹底を図る。
- ウ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。
- エ 石川県高圧ガス地域防災協議会は、事故応援活動機関としての防災事業所の充実を図り、毎年行う防災訓練を通じて、その連携強化を図る。

(5) 関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期す。

4 都市ガスの保安

(1) 施設及び導管等の保安対策

ア ガス工場施設等の保安

ガス事業者は、原料貯蔵設備、ガス発生装置、精製装置、ガスホルダー等に対して関係法令の規制及び検査基準、点検基準に基づき、定期検査及び点検事務を行い、機能維持とその安全を図る。

イ 導管関係施設の保安

ガス事業者は、導管関係施設について次の通常業務を実施し、その安全を図る。

- (ア) 導管、遮断器及び水取器については、定期的にボーリング等による漏洩調査を実施する。
- (イ) 整圧器は、1月に1回以上の巡視・点検のほか、76月に1回以上分解点検を行う。
- (ウ) 供給管、屋内管に対しては、定期的に漏洩検査を実施する。

ウ 火災、津波等の災害時の措置

- (ア) ガス供給の一時停止等の措置及びその広報
- (イ) 危険区域の設定

(2) 地下埋設工事に伴う災害防止対策

ア 保安対策

- (ア) 道路管理者及び警察は、ガス事業者が道路の占用許可又は使用許可を与える際には、当該申請者に対して次に掲げる事項について指示又は条件を付す。
 - a 許可申請時における都市ガス管理図の訂正、修正
 - b 地盤の沈下、崩壊等のおそれのある箇所での地下埋設物の補強及び地盤安定施設の設置
 - c 申請箇所における占用施設の耐震補強等
- (イ) ガス事業者は、工事の立会い・点検・指導を強化するとともに、夜間作業終了時の安全点検を行う。
- (ウ) ガス事業者は、事故発生時の緊急出動体制に万全を期すため、緊急車の配置及び保安用具の整備を行う。
- (エ) 道路管理者、ガス事業者等は、地下埋設物の把握のため関係図面の整備をするとともに

に、必要に応じて関係機関へ図面の頒布を行う。

(3) 連絡協議会

道路工事に関する石川県連絡協議会は、道路工事に伴う危険防止対策について関係機関相互の連携を強化し、対策の実効を図る。

5 毒物・劇物の保安

(1) 毒物・劇物貯蔵所の届出

毒物・劇物貯蔵所の管理者は、有毒物質について消防機関に届け出るとともに、貯蔵施設の入口等に品名、化学的性質を明示するよう努める。

(2) 立入検査の実施

県及び消防機関は、事業所等に対し、適時立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する設備、火災予防管理及び火災防ぎよの指導を行う。

(3) 施設の維持

県及び消防機関は、毒物・劇物事業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

(4) 事故措置の徹底

県及び消防機関は、毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれがあるときは、事業者及び毒物・劇物取扱責任者に対し、保健所、警察署及び消防機関等に届出させるとともに、危険防止のため危険区域所在者の避難を命じ、立入禁止区域の設定等の応急措置を講ずる。

6 石油類等の危険物の保安

(1) 立入検査の実施

ア 県及び消防機関は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱等の厳正を期し、十分な監督指導を行う。

イ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性が大であり、その範囲も県下一円である。

この災害を防止するため、県、警察、陸運支局及び消防機関は連絡を密にして立入検査を実施する。

(2) 自主保安体制の確立

県及び消防機関は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

(3) 化学消火剤の備蓄と配備

ア 大量危険物施設において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるので、施設の所有者等に対して災害時の処理及び体制と化学消火剤の備蓄を指導する。

イ 県は、県下の重要箇所にも保有化学消火剤の配備を行い、事故対策を強化する。

(4) 防災教育

危険物施設関係者に対して関係法令及び災害予防の具体的方法について教育を実施し、安全管理の重要性を認識させるとともに、従業員等に対する防災教育を行うよう指導する。

7 放射性物質の保安

(1) 消防機関の指導強化

消防機関は、放射性物質を取扱う事業所等の現況を把握するとともに、災害発生時における消防活動の実施に支障をきたすことのないよう維持管理等について指導する。

(2) 自主保安体制の確立

放射性物質を取扱う施設の所有者及び管理者は、施設及び設備を常に法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の順守、保安組織の確立、従事者の教育訓練の励行等に努め、放射線障害の防止に万全を期する。

(3) 災害時の応急措置

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関と施設の所有者等は、緊急な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線の汚染度測定を併せて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大防止を図る。

イ 放射線物質の大量放出又はそのおそれのある場合は、消防機関と警察は、協力して危険区域内所在者の避難を命ずるとともに、立入禁止区域の設定を行う。

ウ 施設の所有者等は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して健康診断を実施する。

エ 県が特に必要があると認めたときは、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の専門家の派遣を要請する。

8 危険物積載船舶の保安

(1) 立入検査の実施

海上保安部は、危険物積載船舶に対して、立入検査を実施し、次の事項を中心に海上災害予防について監督指導を行う。

ア 危険物の積載船舶に対する安全運航及び関係法令の順守についての指導

イ 危険物等の荷役時における安全対策の指導

ウ 消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の備蓄量の把握及び取扱指導

エ 港内における船舶交通の安全対策に関する指導

(2) 自主保安体制の確立

海上保安部は、危険物積載船舶に対して危険物による災害発生時の自主防災活動の要領を制定するよう指導し、自主保安体制の確立を推進する。

(3) 防災機材の整備

危険物積載船舶において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるため、港湾関係機関等に対して防災資機材の整備等について指導する。